

2018年6月20日

各 位

会 社 名 株式会社エイチ・アイ・エス  
代表者名 代表取締役会長兼社長  
最高経営責任者 澤田 秀雄  
(コード番号 9603 東証第一部)  
問合せ先 取締役 最高人事責任者  
坂口 克彦  
(TEL 03-5908-2346)

### 当社の略式起訴と罰金の納付について

2017年6月14日付『労働基準法違反による書類送検について』でご報告いたしましたように、法人としての当社と当社に所属する社員2名が、東京労働局から労働基準法に定める上限を超える時間外労働があったとして書類送検されておりました。また、本年6月1日付『昨日の報道について』でご報告いたしましたように、本件について東京地方検察庁にて2018年5月23日に略式手続の告知を受けておりました。

本件に関しまして、当社は東京簡易裁判所からの2018年6月6日付略式命令（労働基準法違反（同法119条1号、32条1項、121条1項））に基づく罰金30万円を本日6月20日に納付いたしました。なお、当社社員2名に関しましては不起訴処分となりました。

本件により、お客様や株主の皆様をはじめとするご関係者の皆様方に、多大なるご心配をお掛けしたことを、重ね重ね深くお詫び申し上げます。

当社としては、今回の簡易裁判所からの略式命令を真摯に受け止め、現状維持に留まること無く、今後も当局への定期的な報告を行い、ご指導を受けながら、こうした事態が二度と生じないように労務管理に務め、従業員にとってより一層働きやすい環境の整備を目指し、ひいては、当社が社会に継続的に貢献できるように取り組みを継続する所存です。

以上